JAPAN

☞ EDICT OF GOVERNMENT ☜

JIS S 0011 (2000) (Japanese): Guidelines for all people including elderly and people with disabilities -- Marking tactile dots on consumer products

高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活製品の凸記号表示

JIS S 0011 : 2000

(2006 確認)

(2010 確認)

平成 12 年 11 月 20 日　制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は，工業標準化法に基づいて，日本工業標準調査会の審議を経て，通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

主務大臣：通商産業大臣　　制定：平成 12.11.20
官報公示：平成 12.11.20
原案作成協力者：財団法人 日本規格協会
審議部会：日本工業標準調査会 消費生活部会（部会長 小見山 二郎）
この規格についての意見又は質問は，経済産業省 産業技術環境局標準課 環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3－1）にご連絡ください。
なお，日本工業規格は，工業標準化法第15条の規定によって，少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

日本工業規格 JIS

高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活製品の凸記号表示

S 0011：2000

Guidelines for all people including elderly and people with disabilities—marking tactile dots on consumer products

序文 現在，消費者は，電子機器，情報通信機器，OA機器，燃焼機器，玩具，衛生設備機器，健康器具，写真機等において電気操作スイッチをもつ様々な消費生活製品に囲まれている。この規格は主に視覚障害者が消費生活製品を使用する際の，使用性を向上されるための指針として作成されたものである。規格の適用に当たっては製品の種類及びその他の条件に応じて適宜選定して適用すべきものである。また，設備用，業務用，専門家用などの特殊な用途に使用する機械器具は対象としていない。

1. 適用範囲 この規格は，消費生活用製品(以下，製品という。)の電気操作スイッチをもつ様々な消費生活製品の操作部に視覚障害者や視力の衰えがみられる高齢者をはじめとするすべての使用者の操作性を向上することを目的として付す凸記号を表示する場合の指針について規定する。

2. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は，次による。

a) **操作** 使用者が目的を達成するために，製品に対して行う行為。

b) **操作性** 使用者が製品を間違いなく使用するための，操作の分りやすさ及び操作のしやすさ。

c) **操作部** 操作要素の集合体。

d) **操作部分** 使用者が製品を操作するために直接力を加える部分。

e) **触覚記号** 凹凸などを利用し，機能や方向性を表現する図記号及び操作部分を識別するための記号。

f) **凸記号** 操作の手がかりとして，操作部分の識別に用いる凸点，凸バー。凸処理をした図記号(凸図記号)とは区別して定義する。

g) **凸点** 凸状丸い点。

h) **凸バー** 凸状の横バー。

i) **P側** PositiveのP。増加方向，積極的内容の操作及び表示の意味合いに用いる。

参考：P側とは，音量，チャンネル等の増加方向をいう。反対語は，N(Negative)側。

j) **標準ポジション** 機器において複数の能力や機能の中から選択が可能な場合，使用上の標準を示す操作部分。

3. 凸記号の種類 凸記号の種類は，“・”(凸点という。)及び“—”(凸バーという。)の2種類とする。

4. 凸記号を表示する操作部分

4.1 凸点を表示する操作部分 凸点を表示する操作部分は，次による。

a) 製品の基本機能を開始させる操作部分　基本機能のスタート及び終了(停止)を兼用している操作部分も含む。

なお，独立配置した電源ボタンは，その形状，大きさ，材質，位置などの手段で他の操作部分と区別できるようにし，凸表示を省略する。

b）操作部分の識別や起点を示す必要がある操作部分

1） **同形状，同機能の多数並列操作部分の場合の表示**　奇数個の場合：中央の操作部分に凸点を表示する。(**図1**(**a**)，(**b**)参照)

偶数(n)個の場合：左(上)から数えてn/2番目の操作部分に凸点を表示する。(**図1**(**b**)，(**c**)参照)

(**a**)　　(**b**)　　(**c**)

図1　同形状，同機能の多数並列操作部分の場合

2） **標準ポジションをもつ切替スイッチの場合の表示**　標準ポジションに凸点を表示する。(**図2**参照)

図2　標準ポジションをもつ切替スイッチの場合

c）操作の方向性を示す必要のある操作部分　P側に凸点を表示する。

なお，類似の形状の対となっている操作部分が複数ある場合には，使用頻度の高い操作部分のP側にだけ凸点を表示する。

4.2　凸バーを表示する操作部分　製品の基本機能を終了させる操作部分に特に必要とする場合に表示する。ただし，入切スイッチ兼用のものには，表示しない。

なお，凸バーの使用は必要最小限に止め，乱用しない。

5.　凸記号の表示方法　製品に凸記号を表示する場合，凸記号の表示方法は，次による。

a）凸記号の位置

1） 操作部分上に凸記号を表示する場合には，操作部分中央部(ボタン，スイッチ等を押したときに有効に機能する箇所)に表示する。ただし，操作部分中央部に表示できない場合は，操作部分上の触知しやすい位置に表示する。

2） やむを得ず操作部分周辺に凸記号を表示する場合は，対象の操作部分の近くの触知しやすい位置に表示する。

b）凸記号の寸法及び形状　凸記号の寸法及び形状は，次による。

1） 凸点の標準寸法は，**図3**によるが，小型の機器の場合は，凸点の最小直径を0.8 mm，最小高さを0.3 mmとしてもよい。

単位 mm

図3　凸点の寸法

2） 凸バーの標準寸法は，**図4**によるが，小型の機器の場合は，凸バーの長さ(短辺)を0.8 mm，最小高さを

0.3 mmとしてもよい。

なお，長さ(長辺)の寸法Xは，凸バーの長さ(短辺)の5倍以上が望ましい。

単位 mm

図4 凸バーの寸法

c) **凸記号と点字・触覚記号との併用** 操作部分に，凸記号と併用して点字及び他の触覚記号を表示する場合は，凸記号の表示を阻害しない位置に表示する。

JIS S 0011 : 2000

高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活製品の凸記号表示

解説

この解説は，本体に規定した事柄，並びにこれに関連した事柄を説明するものであり，規格の一部ではない。

この解説は，財団法人日本規格協会が編集・発行するものであり，この解説に関する問い合わせは，財団法人日本規格協会にご連絡ください。

1. 制定の趣旨及び経緯

1.1 制定の趣旨 現在，我が国では急速な高齢化が進展しており，介護・介助を必要とする高齢者の増加は今後一層深刻な問題となる。

高齢者の問題点の一つは，加齢などによる心身機能の低下により日常生活において各種生活用品の使用が困難となることである。また，障害者も健常者を想定して設計された生活用品を使用する際に不便さを感じていることである。高齢者・障害者の日常生活での自立，さらには生活の質(Quality of life)を高めるためには，高齢者・障害者に配慮した生活用品の提供が必要である。

このためには，

a） 製品の設計開発段階から高齢者・障害者のニーズに配慮した設計がなされ，製品が提供されること

b） 同居家族と共同で使用することが多い生活用品は，高齢者・障害者だけでなく健常者も使用しやすい製品(共用品)とすること

が求められている。

しかし，メーカー各社の製品設計において，高齢者・障害者のニーズの配慮方法が各社で異なると一部の使用者に混乱を与える可能性があるため，配慮方法の標準化が求められている。

1998年に日本工業標準調査会から出された“高齢者・障害者に配慮した標準化政策の在り方に関する建議”に基づき，電気操作スイッチをもつ消費生活製品において高齢者・障害者を含めたすべての使用者に対し，統一的な表示を実施し，かつ使用者が触ってわかりやすいものであるために凸記号表示に関する配慮指針が必要であり，この規格を制定することとなった。

また，国際的な標準化の動向としては，1998年チュニジアで行われたISO(国際標準化機構)の第20回COPOLCO(消費者政策委員会)総会において，日本から設置提案を行った“高齢者・障害者へ特別なニーズ”のワーキンググループ(WG)が設置され，日本が議長国となって推進していることがあげられる。

1998年10月から，2000年2月までに5回開催されたワーキンググループ(WG)において，高齢者・障害者の特別なニーズ“政策宣言”及び“ガイド(案)”の作成を行った。“政策宣言”は公布の手続きが進められている。また“ガイド(案)”に関しては，ISO/TMBの下にAd hoc TAG(作業委員会)に審議の場を移行して引き続き検討することとなり，2001年3月の完成をめざし作業が進められることになった。

国際的な立場で高齢者・障害者に配慮した標準化を積極的に推進している日本として，この設計指針を含め，必要性の高い領域での標準化を世界に先駆けて実施し，国際的な場で提案し，世界に貢献をしていく必要性もある。

1.2 制定の経緯 “高齢者・障害者に配慮した標準化政策の在り方に関する建議”に基づき，配慮製品の標準化調査

研究のために，1998年6月，財団法人日本規格協会に“高齢者・障害者配慮生活用品標準化調査委員会”(委員長　西原　主計)を構成し，更に関係者の幅広い意見を求めるためにワーキンググループを設置し，ニーズの調査を実施した。更に1999年7月には，凸記号表示及び操作性に関する配慮指針を検討するために“操作部ワーキンググループ”を設置し，2000年3月までに5回の委員会を行い，JIS原案作成の審議が行われた。

1.2.1　JIS規格化の考え方　家庭などで使われる各種機器の操作部分は，高齢者や障害者にとって様々な使いにくさを残している。また，身体的な機能低下を起こしていない健常者にとっても，高齢者や障害者を意識した改善などが操作部に施されることによってより使いやすくなることが考えられる。

操作部ワーキンググループでは，家電製品，情報通信機器，住宅設備機器，事務機器，衛生設備機器，玩具などの各種機器の操作部に関し，高齢者及び障害者の不便さやニーズの調査を行い，また各業界で自主的に進めているガイドライン化，規格化などの活動内容を参考として，操作部における凸表示に関するJIS化を検討した。

1.2.2　既存JIS規格及び団体規格の調査　財団法人家電製品協会では，1994年に“家電製品の操作性向上のためのガイドライン”をまとめた。このガイドラインをもとにして，1996年に“**JIS C 9102**，家電製品の操作性に関する設計指針”が制定された。

その後，家電製品協会では，“家電製品のバリアフリー化のあり方を調査研究する活動”を1996年度から3か年計画で推進した。初年度には，400人の高齢者と202人の視覚障害者の方々に家電製品(16品目)の使用実態について基礎的な調査を実施した。翌年の1997年度の調査では，初年度の基礎調査の検証も兼ねた深掘調査として家電4品目(ビデオ，洗濯機，電子レンジ，ラジカセ)に絞りグループインタビュー形式で，実際に家電製品を使用する際に苦労している点，改善要望，意見並びに視覚障害者が工夫して使用している具体的な事例を収集した。また家電製品メーカー各社が工夫した配慮製品に実際に触れてもらい，各メーカーが取り組む改善の方向の正しさを検証した。更に，海外先進国(イギリス，スウェーデン，ドイツ，アメリカの4か国)における製品のバリアフリー化に関する調査なども踏まえ，1998年度に，“高齢者･障害者にも使いやすい家電製品開発指針”をまとめた。また，同協会では，1997年度に“家電製品における操作性向上のための凸記号表示に関するガイドライン(第1版)”をまとめ，関連工業会で検討を行った。

操作部ワーキンググループでは，財団法人家電製品協会が作成した“高齢者・障害者にも使いやすい家電製品の開発指針(1999年3月)”，“家電製品における操作性向上のための凸記号表示に関するガイドライン(第1版)(1998年9月)”及び**JIS C 9102**を参考として，消費生活製品の操作性向上を目的としたJIS規格化の検討を行った。

1.2.3　JIS規格の部門　家電業界だけでなく，あらゆる消費生活製品の中で操作部を有する機器を適用対象として，操作性向上に関する要求事項を高齢者・障害者を含むすべての人に対して配慮すべき指針について規定することとした。したがって，JISの部門は，すべての消費生活製品を対象としているので“S(日用品)”とした。

1.2.4　原案作成と関係団体への書面審議　JIS規格の原案として，操作部に凸記号表示を行う場合の指針として“高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活製品の凸記号表示”を，操作部全般に対する配慮事項を“高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活製品の操作性”にまとめた。この二つのJIS原案を操作部ワーキングで検討し，さらにその結果を高齢者・障害者配慮製品標準化調査委員会で審議した。また，関係する団体に書面にてJIS原案の審議を依頼し，各団体からの意見も踏まえて最終原案とした。書面審議を依頼した団体は次のとおりである。(順不同)

社団法人日本住宅設備システム協会　社団法人日本事務機械工業会　日本写真機工業会
日本健康福祉用具工業会　財団法人家電製品協会　通信機械工業会　社団法人日本冷凍空調工業会
社団法人日本電機工業会　社団法人日本電子機械工業会　社団法人日本電子工業振興協会
社団法人日本玩具協会　社団法人日本スポーツ用品工業会　社団法人日本ガス石油機器工業会

原案は，平成12年7月15日に開催された日本工業標準調査会　消費生活部会(部会長　小見山二郎)の審議を経て平成12年11月に制定された。

2.　審議中特に問題となった事項

2.1 JIS規格の対象 操作部を有する消費生活用製品には，家庭の中に設置されているもの以外に，自動販売機，券売機，ATM機などのように外出先などで操作するものも含まれるのではないかという意見があった。外部に設置してあるこのような機器に対する不便さ，改善についての意見も出たが，今回の検討では対象商品を家庭にある消費生活用製品に絞った。

2.2 規格の適用 各団体から提案された意見の中には，その機器特有の事項も含まれており，すべての機器に関する項目を網羅すると膨大なものとなり，事実上無理である。したがって，序文に“規格の適用に当たっては製品の種類及びその他の条件に応じて適宜選定して適用すべきものである”ことを明記した。また，“設備用，業務用，専門家用などの特殊な用途に使用する機械器具は対象としていない”ことも明記した。

3. 適用範囲 “電気操作スイッチをもつ様々な消費生活製品”の操作性を向上することを目的として凸記号表示を行う場合を対象としている。製品の操作性は，製品の機能，性能，安全性など多くの製品特性と関係があるが，この規格では操作性の向上だけを対象としている。例えば，安全性については各製品ごとの安全基準が優先されるため，この規格では安全性に直接関連する事項については触れていない。なお，具体的な機器の例としては，次のようなものがある。

家電製品(ラジカセ，ラジオ，テレビ，ビデオ，エアコン，電子レンジ，ジャーポット，加湿器，洗濯機，乾燥機など)

情報通信機器(電話，携帯電話，ファクシミリなど)

OA機器(電卓，パソコン，コピー機など)

燃焼機器(石油ファンヒーターなど)

玩具

受託設備機器(給湯器，暖房・冷房機器，換気ユニット，温水洗浄便座，住宅情報システムなど)

健康福祉用具(介護用電動ベッドなど)

写真機(フィルムカメラ，デジタルカメラ)

4. 規定要素の規定項目の内容

4.1 定義(本体の2.) “操作部”と“操作部分”の具体的な定義については，**JIS S 0012**の**3.定義**の項に記載されている。

“触覚記号”とは，主に視覚障害をもつ利用者の利便性を考慮し，凹凸などを利用し機能や方向性を表現する点字以外の図記号及び操作部分を識別するための記号を指している。また，この規格で取り扱っている“凸記号”とは“凸点”及び“凸バー”を指しており，凸処理をした図記号とは区別している。

“P側”は増加方向を示すが，機器の中には，たとえば冷房機器のように温度を下げる方向のものもある。

4.2 凸記号の種類 “凸バー”の記号の向きは“—”なのか“｜”かという意見があったが，バーは一般的に横棒であり，“—”としている。

4.3 凸記号を表示する操作部分(本体の4.)

4.3.1 凸点を表示する操作部分 製品の“基本機能”とは，その製品の本質的かつ主要な機能を指している。家電製品の基本機能の例を**表1**に示す。

独立した電源ボタンは重要な操作部分なので，その形状，大きさ，材質，位置などの本来的な手段で他の操作部分と区別することが必要である。ただし，電源ボタンが基本機能をスタートさせる操作部分を兼用している場合には凸点表示の対象とした。

基本機能のスタート及び終了(停止)を兼用している操作部分への表示例を**解説図1**に示す。

スタートボタンの例

スタート/終了兼用ボタンの例

解説図1　基本機能のスタート/停止ボタンの例

家電製品の中で凸点を統一的に表示する操作部分の例を**解説表1**に示す。

解説表1　凸点を統一的に表示する操作部分の例

対象機器(代表例)	基本機能をスタートさせるのに必要な操作部分　※1
テレビ	(電源)　※5
ビデオ	再生
据置オーディオ	再生
CDラジカセ	再生
ラジオ	(電源)　※5
テレコ	再生
ヘッドホン	—
電話機	通話
ファックス	スタート
全自動洗濯機	スタート
IH調理器	加熱開始
炊飯器	炊飯
電子レンジ/オーブンレンジ	あたため，スタート　※6
温水洗浄便座	おしり洗浄
エアコン	運転入
扇風機	運転入
電気ファンヒーター	運転入
掃除機	運転入
ジャーポット	出湯
食器洗い乾燥機	スタート
衣類乾燥機	スタート

備考※1.　表中の操作部分の名称は，一例を示す。

※2.　表以外の機器に凸点を表示する場合は，表中の機器に準じて表示することとする。

※3.　複数の同じ基本機能をもつ場合は，使用者の理解のしやすさ・利便

性などを考慮し，最も代表的な操作部分を選んで表示する。

例　扇風機の運転入を兼ねた複数の風量切換ボタン

※4.　複数の異なる基本機能をもつ場合は，それぞれの基本機能をスタートさせる操作部分に表示する。

例　据置オーディオにおけるテープ，CD，MDなどの複数の再生ボタン

※5.　テレビ及びラジオの“電源”は，電源ボタンが基本機能をスタートさせる操作部分を兼用している場合とする。

※6.　電子レンジ/オーブンレンジの“あたため”はオートメニュー方式の場合，“スタート”はオートメニュー方式でない場合とする。

また，同様に家電製品などで基本機能をスタートさせる操作部分以外に凸点を表示することを特に推奨する操作部分を**解説表2**に示す。

解説表2　凸点を表示することを特に推奨する操作部分の例

対象機器　※1 (代表例)	操作部の識別や起点を示す必要のある操作部分	操作の方向性を示す必要のある操作部分	視覚障害者に特に有効な操作部分
テレビ	テンキーの5　※5	チャンネル　※2	二重音声
ビデオ	テンキーの5　※5	チャンネル　※2	二重音声
据置オーディオ	テンキーの5　※5	選局(ボタン式)	二重音声，マイクジャック　※3
CDラジカセ	テンキーの5　※5	選局(ボタン式)	二重音声，マイクジャック　※3
ラジオ		選局(ボタン式)	二重音声
テレコ			マイクジャック　※3
ヘッドホン			L側　※4
電話機	テンキーの5　※5		
ファックス	テンキーの5　※5		

備考※1.　表以外の機器に凸点を表示する場合は，表中の機器に準じて表示することを推奨する。

※2.　チャンネルボタンと音量ボタンが類似の形状で対となっている場合には，操作手順を考慮して，チャンネルボタンのP側に凸点を表示する。

※3.　マイクジャックとイヤホンジャックは操作部分ではないが，近傍に位置している場合には，マイクジャック側に凸点を表示して，録音ミス防止のための有効な手がかりとする。

※4.　ヘッドホンの“L側”は操作部分ではないが，手がかりとして有効な要素であるため，掲載した。

※5.　ここでいう“テンキー”とは，公衆電話機のテンキーと同様のレイアウトの場合とする。

4.3.2　凸バーを表示する操作部分　“基本機能を終了させる操作部分に特に必要とする場合に表示する”こととし，基本的には凸バーの使用は必要最小限に止め“乱用しない”ことを明記した。

4.4　凸記号の表示方法(本体の5.)

4.4.1 凸記号の寸法及び形状 凸記号の寸法は，財団法人家電製品協会作成による“家電製品における操作性向上のための凸記号表示に関するガイドライン(第1版)”に示された目安値及び実際に市販されている玩具に使われている製品の寸法をもとに幅をもたせた数値を推奨寸法とした。また，カメラのような小型の機器の場合，この推奨寸法では大きすぎて操作性を悪化させるおそれもあるため，既存機器で使用され触覚による識別が可能な高さ，直径，長さをそれぞれ規定した。

2000年3月には，財団法人家電製品協会が視覚障害者及び高齢者も含めた合計224名でモニターテストを行い，その結果を“『凸記号モニター調査』報告書”にまとめており，ガイドラインにおける目安値の検証がなされている。**解説表3**にこれらの数値をまとめた。

解説表3 凸点，凸バーの寸法 **単位** mm

		家電製品における操作性向上のための凸記号表示に関するガイドライン(第1版)	家電製品協会『凸記号モニター調査』報告書	日本玩具協会推奨値	JIS規格
凸点	直径	1.5(最小1.2)	1.2～2.0	1.5～2.0	1.5～2.0 (小型機器は最小0.8)
	高さ	0.5(最小0.3)	0.5～0.7	0.5～0.8	0.5～0.8 (小型機器は0.3)
凸バー	幅 長さ	幅(短辺)：1.5(最小1.2) 長さ：—	幅(短辺)：1.5 長さ：5.0～7.0	—	幅(短辺)：1.5～2.0 (小型機器は短辺0.8) 長さ(長辺)：短辺×5
	高さ	0.5(最小0.3)	0.5	—	0.5～0.8 (小型機器は0.3)

家電製品協会の調査結果では，凸記号の材質，ユーザー特性などによって推奨値が異なることが明らかになっており，実際の製品に凸記号を使用する場合には留意する必要があるとしている。

a) 材質による認識性の差異 ABSのような硬い材質のものとゴムのような柔らかい材質では認識性がかなり異なる。比較的小さい(例.直径1.0 mm，高さ0.5 mm)ゴム材質の凸点は，認識性がよくない。一方ABSでは出っ張りすぎと評価される凸点(例.直径2.0 mm，高さ0.7 mm)もゴム材質ではちょうどよいという評価が多数を占める。また，ポリエステルフィルムをエンボス加工して成形したものは，高さの高い凸点(例.0.5～0.7 mm)ではフィルムが薄くなって破れやすくなったり，引っかかるような感じで手触りが悪くなるという問題がある。

b) 視覚障害者・高齢者からの要望 若・壮年者と比べ視覚障害者や高齢者は出っ張りの大きい凸記号を求める傾向が強い。視覚障害者は，指先の感覚が優れており，凸記号の認識能力は高いにもかかわらずより明確な凸点を求める傾向がある。一方，高齢者は指先感覚が低下しているため，はっきりと分かりやすい凸点でないと十分に認識できない。

c) 凸点の断面形状による認識性の違い 断面の形状が半円型であっても底が平たいなべ底型であっても認識性はほぼ同等であり差異はみられない。

d) 凸バーの長さと認識性 凸バーの長さは長くなりすぎると認識しにくくなるが，ボタンサイズにも関係する。

(文責 万代 善久)

高齢者・障害者配慮生活用品標準化委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	西原 主計	神奈川工科大学システムデザイン工学科
(委員)	高橋 秀郎	財団法人家電製品協会消費者部(シャープ株式会社商品信頼性本部)
	佐々木 春夫	社団法人日本包装技術協会
	加藤 久明	日本デザイン学会
	小宮 敏夫	株式会社レナウンアパレル科学研究所
	大澤 宏	株式会社リーガルコーポレーション(株式会社日本靴科学研究所)
	中田 誠	社団法人日本玩具協会
	塩崎 透	日本電気株式会社第一C&Cシステム事業本部市場開発部
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	伊藤 文一	財団法人日本消費者協会商品テスト室
	篠崎 薫	社団法人日本社会福祉士会
	江木 和子	消費者団体新宿区消団連アクティー
	万代 善久	株式会社日本能率協会総合研究所
	丹 敬二	日本生活協同組合連合会開発企画部
	伊東 依久子	消費科学連合会
	星 珠枝	社団法人日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会
	井尻 時雄	社団法人日本衛生材料工業連合会
	馬場 諭	家庭用ラップ技術連絡会
	堀木 敏光	財団法人家電製品協会消費者部
	中野 義彦	沖電気工業株式会社(日本人間工学会)
(関係者)	小林 清美	通商産業省機械情報産業局
	安西 久子	通商産業省機械情報産業局
	新階 央	通商産業省生活産業局
	西川 泰蔵	通商産業省工業技術院標準部
	渡邊 武夫	通商産業省工業技術院標準部
	千野 雅人	通商産業省生活産業局
(事務局)	橋本 進	財団法人日本規格協会技術部
	石垣 正夫	財団法人日本規格協会技術部

操作部JIS原案作成ワーキンググループ 構成表

	氏名	所属
(主査)	高橋 秀郎	財団法人家電製品協会消費者部(シャープ株式会社商品信頼性本部)
(ワーキング委員)	万代 善久	株式会社日本能率協会総合研究所
	中田 誠	社団法人日本玩具協会
	富山 和治	社団法人全日本文具協会
	北島 信夫	社団法人日本事務機械工業会
	森田 晴良	三洋電機株式会社研究開発本部(財団法人家電製品協会)
	内田 和広	財団法人ベターリビング
	金井 明一	財団法人日本消費者協会

	小 熊 芳 雄	フランスベッド株式会社生産本部研究部(日本健康福祉工業会)
	小 暮 繁 枝	東京都老人クラブ連合会
	小 宮 敏 夫	株式会社レナウンアパレル科学研究所
	木 塚 泰 弘	社会福祉法人日本ライトハウス
	堀 木 敏 光	財団法人家電製品協会消費者部
(関係者)	渡 邊 武 夫	通商産業省工業技術院標準部
	新 階 　 央	通商産業省生活産業局
	安 西 久 子	通商産業省機械情報産業局
(事務局)	橋 本 　 進	財団法人日本規格協会技術部
	石 垣 正 夫	財団法人日本規格協会技術部

★内容についてのお問合せは，技術部規格開発課へ **FAX**：03－3405－5541でご連絡ください。

★**JIS** 規格票の正誤票が発行された場合は，次の要領でご案内いたします。

(1) 当協会発行の月刊誌“標準化ジャーナル”に，正・誤の内容を掲載いたします。

(2) 毎月第3火曜日に，“日経産業新聞”及び“日刊工業新聞”の **JIS** 発行の広告欄で，正誤票が発行された **JIS** 規格番号及び規格の名称をお知らせいたします。

なお，当協会の **JIS** 予約者の方には，予約されている部門で正誤票が発行された場合には自動的にお送りいたします。

★**JIS** 規格票のご注文及び正誤票をご希望の方は，普及事業部普及業務課 (**FAX**：03－3583－0462) 又は下記の当協会各支部へ **FAX** でお願いいたします。

JIS S 0011　　高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活製品の凸記号表示

平成 12 年 11 月 30 日　第1刷発行
平成 13 年 6 月 5 日　第2刷発行（宝文社）

編集兼発行人　坂倉 省吾

発行所

財団法人 日本規格協会
〒107-8440 東京都港区赤坂4丁目1－24
TEL 東京(03) 3583-8071
FAX 東京(03) 3582-3372 (規格出版課)

札幌支部	〒060-0003	札幌市中央区北3条西3丁目1　札幌大同生命ビル内 TEL 札幌(011)261-0045　FAX 札幌(011)221-4020 振替：02760-7-4351
東北支部	〒980-0014	仙台市青葉区本町3丁目5-22　宮城県管工事会館内 TEL 仙台(022)227-8336(代表)　FAX 仙台(022)266-0905 振替：02200-4-8166
名古屋支部	〒460-0008	名古屋市中区栄2丁目6-1　白川ビル別館内 TEL 名古屋(052)221-8316(代表)　FAX 名古屋(052)203-4806 振替：00800-2-23283
関西支部	〒541-0053	大阪市中央区本町3丁目4-10　本町野村ビル内 TEL 大阪(06)6261-8086(代表)　FAX 大阪(06)6261-9114 振替：00910-2-2636
広島支部	〒730-0011	広島市中区基町5-44　広島商工会議所ビル内 TEL 広島(082)221-7023, 7035, 7036　FAX 広島(082)223-7568 振替：01340-9-9479
四国支部	〒760-0023	高松市寿町2丁目2-10　住友生命高松寿町ビル内 TEL 高松(087)821-7851　FAX 高松(087)821-3261 振替：01680-2-3359
福岡支部	〒812-0025	福岡市博多区店屋町1-31 東京生命福岡ビル内 TEL 福岡(092)282-9080　FAX 福岡(092)282-9118 振替：01790-5-21632

日本ハイコム　株式会社　印刷・製本　　Printed in Japan

JAPANESE INDUSTRIAL STANDARD

Guidelines for all people including elderly and people with disabilities— marking tactile dots on consumer products

JIS S 0011 : 2000

Established 2000-11-20

Investigated by

Japanese Industrial Standards Committee

Published by

Japanese Standards Association

定価：本体1,000円(税別)

ICS 01.080.20 ; 13.120 ; 97.020

Descriptors : accident prevention, domestic accidents, household equipment, name plates, ergonomics

Reference number : JIS S 0011 : 2000 (J)